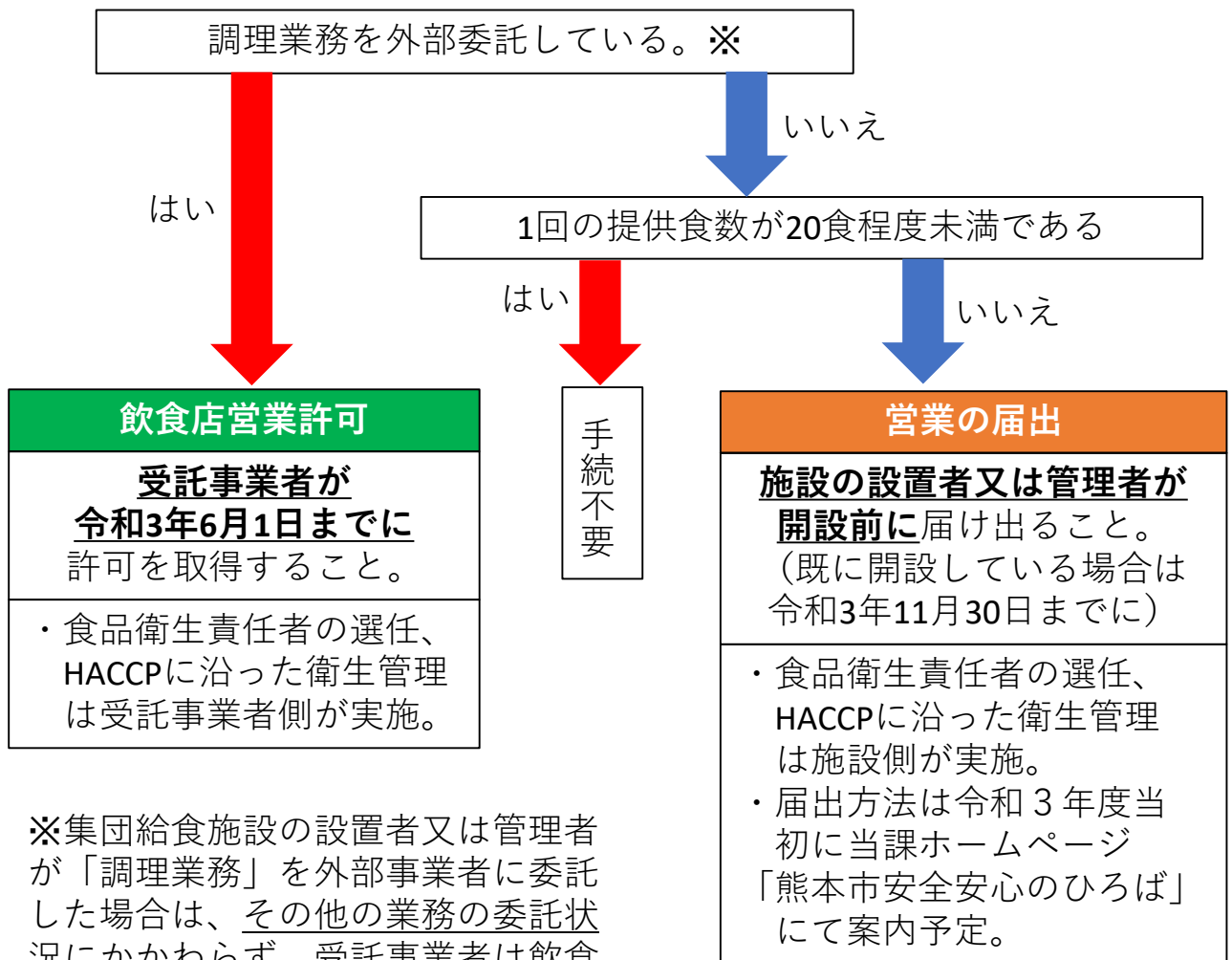


食品衛生法が改正され、
令和3年6月1日から集団給食施設は
営業の許可又は**届出**が必要となります

各施設におきましては、以下のフローを参考にご対応をお願いします。
営業許可の申請や届出は、管轄する保健所
(熊本市内の集団給食施設は熊本市保健所)へお願いします。



※集団給食施設の設置者又は管理者が「調理業務」を外部事業者に委託した場合は、その他の業務の委託状況にかかわらず、受託事業者は飲食店営業の許可が必要です。

問い合わせ先

熊本市保健所 食品保健課 TEL: 096-364-3188
「熊本市安全安心のひろば」 http://www.kumamoto-shoku.jp/anzen_anshin/